

## 練馬区立スポーツ施設条例施行規則

平成2年11月15日

教規則第6号

改正 平成 5年 3月31日教規則第 4号  
平成 5年 7月30日教規則第 7号  
平成 6年 3月22日教規則第 1号  
平成 7年 3月31日教規則第 3号  
平成 7年10月 6日教規則第 7号  
平成 9年 6月30日教規則第 7号  
平成11年 1月20日教規則第 1号  
平成14年 3月29日教規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区立スポーツ施設条例(平成2年10月練馬区条例第42号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(野球場等の開館時間)

第2条 条例第6条別表第4の規定による開館時間は、別表第1のとおりとする。

(利用時間等)

第3条 練馬区立スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)の利用時間は、条例第6条に定める開館時間の範囲で練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた時間とし、準備および原状回復に要する時間を含むものとする。

2 スポーツ施設の利用の承認は、団体利用にあっては別表第2、個人利用にあっては別表第2の2に定める時間区分による。

(利用の手続)

第4条 条例第7条第1項の規定によりスポーツ施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(第1号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、個人利用にあっては、利用券の交付を受けることにより、利用の申請および承認があったものとする。

2 前項の利用申請書の提出は、別表第3に定める期間内に行わなければならない。ただし、委員会は、特に公益上必要があると認めるときは、当該期間外においても利用申請書を受け付けることができる。

3 前項の場合において、利用申請書提出期間の初日が、条例第5条に定める休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とする。

(利用の承認等)

第5条 委員会は、前条の申請について施設等の利用を承認したときは、申請者に利用承認書(第2号様式)を交付するものとする。

2 前項の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、施設等を利用しようとするときは、利用承認書を提出しなければならない。

3 施設等を個人利用しようとする者は、利用に際し、利用券を提示しなければならない。

(利用変更申請等)

第6条 利用者が、利用承認書の記載事項のうちつぎの各号に掲げる事項を変更しようとするときは、利用変更申請書(第3号様式)に利用承認書を添えて、利用期日の7日間までに委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 利用日時
  - (2) 利用予定人員
  - (3) 利用する施設または備付器具
  - (4) 特別の設備または備付器具以外の器具の使用
- 2 委員会は、前項の申請について利用の変更を承認したときは、利用変更承認書(第4号様式)を交付するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により変更の承認を受けた場合に準用する。  
(回数券の発行価額等)
- 第7条 条例第10条に規定する回数券の発行価額および種類は、つぎのとおりとする。

発行価額	種類
2,000円	2,500円カード利用券

- 2 回数券の様式は、第5号様式のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第11条の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第4のとおりとする。

(使用料の減免手続)

第9条 前条の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、第4条の規定による利用の申請の際に、使用料減額免除申請書(第6号様式)を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、使用料減額免除申請書の提出を省略することができる。

- 2 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(利用の不承認、取消し、停止等)

第10条 委員会は、利用の申請が条例第8条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付し、利用不承認通知書(第7号様式)をもって申請者へ通知する。

- 2 委員会は、条例第15条の規定により利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止するときは、その理由を付し、利用承認取消・制限・停止通知書(第8号様式)をもって申請者へ通知する。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により通知することができるものとする。

- 3 利用者は、自己の都合により利用を取り消すときは、利用承認取消申請書(第9号様式)を委員会へ提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第12条ただし書の規定による使用料の全部または一部を還付することができる特別の理由および還付金額は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなかったとき。  
全額
- (2) 利用者が利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。 全額
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。 委員会が相当と認める額

(使用料の還付手続)

第12条 前条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書兼領収書(第10号様式)に団体利用にあっては利用承認書および領収書を、個人利用にあっては利用券または回数券を添えて、委員会に提出しなければならない。

(回数券に係る使用料の還付額)

第13条 回数券に係る使用料の還付額は、回数券の還付時における利用可能金額を利用残金額とみなして当該金額に100分の80を乗じて得た額(10円未満の金額は切り捨てる。)とする。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成2年11月20日から施行する。ただし、つぎの各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項の規定中練馬区立上石神井体育館に係る部分、第7条および第13条の規定 平成3年1月20日
- (2) 第3条第2項、第4条から第6条まで、第8条から第12条までおよび第14条の規定中練馬区立上石神井体育館以外の体育施設に係る部分 平成3年2月1日
- (3) 第2条の規定および第3条第1項の規定中練馬区立上石神井体育館以外の体育施設に係る部分ならびに次条の規定 平成3年4月1日

(練馬区立体育館条例施行規則等の廃止)

第2条 つぎに掲げる規則は、廃止する。

- (1) 練馬区立体育館条例施行規則(昭和47年3月練馬区教育委員会規則第2号)
- (2) 練馬区立プール条例施行規則(昭和53年3月練馬区教育委員会規則第5号)
- (3) 練馬区立運動場条例施行規則(昭和51年7月練馬区教育委員会規則第9号)

第3条 第7条の規定にかかわらず、当分の間、委員会は、つぎの回数券を発行することができる。

発行価額	種類
1,600円	2,000円カード利用券

2 前項に規定する回数券の様式は、[第5号の2様式](#)のとおりとする。

(回数券の特例措置等)

第4条 条例付則第3条の規定により発行する回数券(以下「特例回数券」という。)の発行価額および種類は、つぎのとおりとする。

発行価額	種類
1,000円	100円券14枚つづり

2 特例回数券の様式は、[第5号の3様式](#)のとおりとする。

3 特例回数券に係る使用料の還付については、第13条の規定にかかわらず、つぎのとおりとする。

特例回数券の残余枚数	還付額
1枚から13枚まで	1枚につき70円に残余枚数を乗じて得た金額
14枚	1,000円

(団体利用に係る使用料の経過措置)

第5条 条例第11条の規定に基づき、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間(以下「特例期間」という。)の利用(団体利用に係るものに限る。)に限り、条例第9条第1項の使用料を減額する。

2 前項の規定による特例期間の利用に係る使用料は、つぎのとおりとする。

(1) 次号に掲げる施設以外の施設 条例別表第5に規定する1時間当たりの使用料に、別表第2に規定する利用枠の時間数を乗じて得た額の100分の80に相当する額

(2) 野球場および庭球場 1時間当たり、条例別表第5に規定する1時間当たりの使用料の100分の80に相当する額

3 前項の場合において、同項の規定による使用料の額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

4 前3項の規定による特例期間の利用に係る使用料の減額については、その申請の手続は、要しない。

5 特例期間の利用(団体利用に係るものに限る。)に係る使用料の第8条の規定の適用については、第2項および第3項の規定による使用料について、これを適用する。

付 則(平成5年3月規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成5年7月教規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定については、平成5年11月13日から施行する。

付 則(平成6年3月教規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年3月教規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成7年10月教規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年6月教規則第7号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中大泉学園町体育館に係る部分については、平成9年8月9日から施行する。

付 則(平成11年1月教規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月教規則第15号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の表の改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定(相撲場、ローラースケート場および会議室に係る部分に限る。)および別表第2のつぎにつぎの1表を加える改正規定(ローラースケート場に係る部分に限る。)は、平成14年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の練馬区立スポーツ施設条例施行規則第3条第2項、付則第3条から第5条までおよび別表第2から別表第4までの規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。

練馬区立スポーツ施設条例施行規則

別表第1(第2条関係)

施設		月 日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
総合体 育館	相撲場	午前9時から午後6時まで							午前9時から午後4時まで						
	ローラースケート場	午前9時から午後6時まで							午前9時から午後4時まで						
野球場	平日	午前9時から午後5時まで			午前9時から午後6時30分まで			午前9時から午後5時			午前10時から午後4時まで				
		土曜日	午前9時から	午後6時まで		午前8時30分から午後6時		午前9時から	午後5時			午前10時から午後4時まで			
		日曜日 祝日	午後5時	まで		30分まで		午後6時	まで						
庭球場	夏の雲 公園庭 球場	平日	午前9時から午後9時まで									午前9時	午後	午前9時 ~午後9時 まで	
		土曜日 日曜日 祝日										4時まで			
庭球場	夏の雲 公園庭 球場以 外の庭 球場	土曜日	午前9時	午前9時から午後6時まで					午前9時30分			午前10時から午後4時まで			
		日曜日	時30分						分から午後						
		祝日	から午後4時	まで					4時30分						
		祝日	まで						まで						

練馬区立スポーツ施設条例施行規則

別表第2(第3条関係)

1 体育館施設

施設		利用枠	1枠	2枠	3枠	4枠	
総合体育館	競技場		午前 9 時から 正午まで	午後零時30分 から午後 3 時 30分まで	午後 4 時から 午後6時まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30分まで	
	柔道場						
	剣道場						
	弓道場						
	卓球場						
	エア・ライフル場						
	相撲場	4月から8月まで	午前9時から1時間ごとの午後6時までの間で1時間単位				
		9月から3月まで	午前9時から1時間ごとの午後4時までの間で1時間単位				
	ローラースケート場	4月から8月まで	午前 9 時から 正午まで	正午から午後 2時まで	午後 2 時から 午後4時まで	午後 4 時から 午後6時まで	
		9月から3月まで	午前 9 時から 正午まで	正午から午後 2時まで	午後 2 時から 午後4時まで		
会議室		午前9時から1時間ごとの午後9時までの間で1時間単位					
桜台体育館	競技場		午前 9 時から 正午まで	午後零時30分 から午後 3 時 30分まで	午後 4 時から 午後6時まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30分まで	
	柔道場						
	剣道場						
上石神井体育館	競技場		午前 9 時から 正午まで	午後零時30分 から午後 3 時 30分まで	午後 4 時から 午後6時まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30分まで	
	第一武道場						
	第二武道場						
	会議室		午前9時から1時間ごとの午後9時までの間で1時間単位				
平和台体育館	競技場		午前 9 時から 正午まで	午後零時30分 から午後 3 時 30分まで	午後 4 時から 午後6時まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30分まで	
	第一武道場						
	第二武道場						
	会議室	(1)					
		(2)					
(3)							
大泉学園町体育館	競技場		午前 9 時から 正午まで	午後零時30分 から午後 3 時 30分まで	午後 4 時から 午後6時まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30分まで	
	第一武道場						
	第二武道場						
	会議室		午前9時から1時間ごとの午後9時までの間で1時間単位				

練馬区立スポーツ施設条例施行規則

2 温水プール

1枠	2枠	3枠	4枠	5枠	6枠
午前9時から午前11時まで	午前11時5分から午後1時5分まで	午後1時10分から午後3時10分まで	午後3時15分から午後5時15分まで	午後5時25分から午後7時25分まで	午後7時30分から午後9時30分まで

3 野球場

日	月	1枠	2枠	3枠	4枠	5枠
平日	4月から6月までおよび9月から11月まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	
	7月および8月	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	
	1月から3月までおよび12月	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで		
土曜日 日曜日 祝日	4月、10月および11月	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	
	5月、6月および9月	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	
	7月および8月	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後零時30分まで	午後零時30分から午後2時30分まで	午後2時30分から午後4時30分まで	午後4時30分から午後6時30分まで
	1月から3月までおよび12月	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで		

備考 この表の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、1回の利用を1時間として利用を承認することができる。

4 夏の雲公園庭球場

月	1枠	2枠	3枠	4枠	5枠	6枠
3月から11月まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
1月、2月および12月	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後4時まで			

備考 この表の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、1回の利用を1時間として利用を承認することができる。

5 夏の雲公園庭球場以外の庭球場

日	月	1枠	2枠	3枠	4枠
平日	4月から6月 までおよび9 月から11月 まで	午前9時30分 から午後零時 30分まで	午後零時30分 から午後2時 30分まで	午後2時30分 から午後4時 30分まで	
	7月および8 月	午前9時から 正午まで	正午から午後 2時まで	午後2時から 午後4時まで	午後4時から午後6時まで
	1月から3月 までおよび 12月	午前9時30分 から午後零時 30分まで	午後零時30分 から午後2時 30分まで	午後2時30分 から午後4時 30分まで	
土曜日 日曜日 祝日	4月、10月お よび11月	午前9時30分 から午後零時 30分まで	午後零時30分 から午後2時 30分まで	午後2時30分 から午後4時 30分まで	
	5月から9月 まで	午前9時から 正午まで	正午から午後 2時まで	午後2時から 午後4時まで	午後4時から午後6時まで
	1月から3月 までおよび 12月	午前10時から 正午まで	正午から午後 2時まで	午後2時から 午後4時まで	

備考 この表の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、1回の利用を1時間として利用を承認することができる。



練馬区立スポーツ施設条例施行規則

別表第2の2(第3条関係)

1 体育館施設

施設		利用枠 (利用承認時間)	1枠	2枠	3枠	4枠
総合体育館	競技場		午前9時から正午まで	午後零時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
	柔道場					
	剣道場					
	弓道場					
	卓球場					
	エア・ライフル場					
トレーニング室			午前9時から午後9時30分までの間で2時間以上1時間単位			
ローラースケート場	4月から8月まで	午前9時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	
	9月から3月まで	午前9時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで		
桜台体育館	競技場		午前9時から正午まで	午後零時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
	柔道場					
	剣道場					
上石神井体育館	競技場		午前9時から正午まで	午後零時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
	第一武道場					
	第二武道場					
	トレーニング室		午前9時から午後9時30分までの間で2時間以上1時間単位			
平和台体育館	競技場		午前9時から正午まで	午後零時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
	第一武道場					
	第二武道場					
	トレーニング室		午前9時から午後9時30分までの間で2時間以上1時間単位			
大泉学園町体育館	競技場		午前9時から正午まで	午後零時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで

練馬区立スポーツ施設条例施行規則

第一武道場				
第二武道場				
トレーニング室	午前9時から午後9時30分までの間で2時間以上1時間単位			

備考 競技場、柔道場、剣道場、卓球場、第一武道場および第二武道場については、この表の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、1回の利用を1時間として利用を承認することができる。

2 温水プールおよび屋外プール

施設	利用承認時間
温水プール	午前9時から午後9時30分までの間で1時間単位
屋外プール	午前9時から午後7時までの間で1時間単位

別表第3(第4条関係)

施設名		利用申請を行うべき期間
総合体育館	競技場、柔道場、剣道場、卓球場、エア・ライフル場、相撲場およびローラースケート場	利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日の7日前まで
	会議室	つぎのとおりとする。 (1) スポーツおよびレクリエーション(以下「スポーツ等」という。)を目的とする団体 利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日の前日まで (2) 前号以外の団体 利用予定日の属する月の1月前の月の初日から利用予定日の前日まで
桜台体育館		利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日の7日前まで
上石神井体育館、平和台体育館および大泉学園町体育館	競技場、第一武道場、第二武道場および温水プール	
	会議室	つぎのとおりとする。 (1) スポーツ等を目的とする団体 利用予定日の属する月の2月前の初日から利用予定日の前日まで (2) 前号以外の団体 利用予定日の属する月の1月前の月の初日から利用予定日の前日まで
三原台温水プール		利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日の7日前まで
野球場および庭球場		利用予定日の属する月の1月前の月の初日から利用予定日の当日まで

練馬区立スポーツ施設条例施行規則

別表第4(第8条関係)

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催するスポーツ等の事業で利用するとき。	免除
2 官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政への協力等の目的のためにスポーツ等の事業で利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、ろう学校または養護学校が体育行事等の目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める団体が、スポーツ等の目的のために体育館または三原台温水プールを利用するとき。	
6 区内に住所を有する中学生以下の個人が、毎週土曜日において正午までにプール施設に入場し、利用するとき(2時間以内とし、1回に限る。)	
7 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額
8 幼稚園、小学校、中学校、ろう学校および養護学校以外の区内の学校が体育行事等の目的のために利用するとき。	
9 別に定める区内の公共的団体がスポーツ等の目的のために利用するとき。	
10 別に定めるところによりあらかじめ登録を受けた団体が、スポーツ等の目的のために体育館または三原台温水プールを利用するとき。	
11 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める団体が、スポーツ等の目的のために体育館または三原台温水プールを利用するとき。	
12 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める団体が、スポーツ等の目的のために体育館または三原台温水プールを利用するとき(第5号に該当する場合を除く。)	
13 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める団体が、スポーツ等の目的のために利用するとき。	
14 その他委員会が特に必要があると認めるとき。	免除または5割減額

[第1号様式](#) (第4条関係)

[第2号様式](#) (第5条関係)

[第3号様式](#) (第6条関係)

[第4号様式](#) (第6条関係)

[第5号様式](#) (第7条関係)

[第5号の2様式](#) (付則第3条関係)

[第5号の3様式](#) (付則第4条関係)

[第6号様式](#) (第9条関係)

[第7号様式](#) (第10条関係)

[第8号様式](#) (第10条関係)

[第9号様式](#) (第10条関係)

[第10号様式](#) (第12条関係)